

埼玉県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（以下「母子家庭の母又は父子家庭の父」という。）の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、自立支援教育訓練給付を支給するための事業実施に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）とは、法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援給付金をいう。

(対象者)

第3条 本事業の支給対象者は、埼玉県内の町村に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

(対象講座)

第4条 本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座。
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座。
- (4) その他、上記に準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（（2）と（3）については専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(支給額等)

第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第4条（1）及び（2）の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

(2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第4条（3）の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に20万円を乗じて得た額（この場合80万円を超えるときは、80万円）とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

(3) 受講開始日現在において本要綱第5条（1）及び（2）以外の受給資格者

前各号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

なお、平成31年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。

（事前相談の実施）

第6条 受給要件の審査に際しては、福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）において、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握する。事前相談においては、希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。

2 雇用保険法の一般教育訓練給付金の受給資格があるにもかかわらず、申請していない者には、まず本人の住所を所管するハローワークに支給申請手続きを行う必要があるので、対象者に申請手続きの案内を行うこと。

（対象講座の指定申請）

第7条 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書（様式第1号）（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を福祉事務所長に提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

- 2 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
 - (3) 申請者の児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第4号「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - (4) その他福祉事務所長が必要と認める書類
- 3 訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

（対象講座の指定）

- 第8条 福祉事務所長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。
- 2 福祉事務所長は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書（様式第2号）（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により通知することとし、指定を行わない場合には、自立支援教育訓練給付金対象講座不指定通知書（様式第3号）により通知することとする。

（対象講座の審査）

- 第9条 受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。
- 2 受給要件の審査にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - (1) 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。
 - (2) 過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われられる場合は、支給することとして差し支えない。
 - (3) 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上で

なお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。

- (4) 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。
- (5) 訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者など、福祉事務所長において特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。

(支給申請)

第 10 条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、知事に対して、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第 5 号）（以下「支給申請書」という。）を提出すること。

2 支給申請は、受講修了日の翌日から起算して 30 日以内に行わなければならない。

なお、専門実践教育訓練給付金を受けることができる受給者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して 30 日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

3 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者の児童扶養手当証書の写し（ただし、8 月から 10 月までの間に申請する場合を除く。）又は前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式第 4 号「16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(4) 受講対象講座指定通知書

(5) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(6) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

(7) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

- 4 訓練給付金の支給を受けようとする者は、受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、支給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要綱第7条に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。

(支給決定)

- 第11条 知事は、支給申請を受けた場合、申請者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。
- 2 知事は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第6号)により通知することとし、支給の決定を行わない場合には、自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(支給額の算定)

- 第12条 訓練給付金の支給額は、教育訓練経費に基づき算定する。
- 2 教育訓練経費の対象は、教育訓練施設の長が証明する教育訓練施設に対して支払われた経費とし、以下のとおりとする。
 - (1) 入学料(対象教育訓練の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料)
 - (2) 受講料(受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。))
 - (3) 上記経費に係る消費税
- 3 教育訓練経費の対象除外経費は次の経費とする。
 - (1) その他の検定試験の受講料
 - (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 教育訓練の補講費
 - (4) 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (5) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - (6) 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器財等
- 4 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。
- 5 教育訓練に係る入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として教育訓練施設の長が証明する額を対象とする。
- 6 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、教育訓練経費に該当しない。
- 7 訓練給付金の支給を受けようとする者が、支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならない。
- 8 雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給することになるので、自立支援

教育訓練給付金支給申請書の雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給額及びそれを確認する書類「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」を確認すること。

（支払）

第 13 条 知事は、支給決定の通知を行った場合、申請者へ速やかに算定額の支払い処理をすること。

（訓練給付金の返還）

第 14 条 知事は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けたものがあるときは、支給額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 16 年 8 月 27 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 4 条の規定は、施行日以降に第 3 条に規定する対象講座を開始した者に適用し、施行日前に第 3 条に規定する対象講座を開始した者の給付については従前の例によるものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 21 年 3 月 12 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 29 年 4 月 1 日から新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成 29 年 4 月 1 日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成 29 年所得から令和元年所得において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第 13 号に規定する合計所得金額が 125 万円を超える者に限る。）及び同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。